

議案第 67 号

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政組織条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

	(輝く鳥取創造本部の所掌事務)
第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。	第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u>	
(5) 略	(4) 略
(6) 略	(5) 略
(7) 略	(6) 略
(8) 略	(7) 略
	(地域社会振興部の所掌事務)
第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。	第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 県政運営における県民との協働に関する事項	(2) 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項
(3)・(4) 略	(3)・(4) 略
(5) <u>美術の振興に関する事項</u>	

<u>(6)</u>	略	<u>(5)</u>	略
<u>(7)</u>	略	<u>(6)</u>	略
<u>(8)</u>	略	<u>(7)</u>	略
<u>(9)</u>	略	<u>(8)</u>	略
<u>(10)</u>	略	<u>(9)</u>	略

(鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(権限の特例)					
第2条 法第23条第1項第1号（鳥取県立美術館に関するものに 限る。）、第2号及び第4号に掲げる教育に関する事務は、知事 が管理し、及び執行する。					
第2条 法第23条第1項第2号及び第4号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。					

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第3条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第1（第2条関係）					
別表第1（第2条関係）					
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略		鳥取県文化芸術事業評議委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評議に關する事項
鳥取県文化芸術事業評議委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評議に關する事項	鳥取県美術資料収集評議委員会	県の美術資料の收集の可否及び評議に關する事項	略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項	鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項
		鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項
		略	

(鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部改正)	第4条 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。
	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(指定管理者による管理)			(指定管理者による管理)		

<p>他の団体であって、<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、<u>知事のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、<u>教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p>
---	--	---

<p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事の指定</u>を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会の指定</u>を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会の承認</u>を得て定める。</p> <p>2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事の承認</u>を得て定める。</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会の承認</u>を得て定める。</p> <p>2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会の承認</u>を得て定める。</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいづれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</p>	

		ばならない。
(1)～(3)	略	(1)～(3) 略
(4)	前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。	(4) 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして <u>教育委員会規則</u> で定める場合に該当するとき。
3	略	3 略
		(行為の制限等)
第8条	県立美術館においては、次の行為をしてはならない。	第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。
(1)～(5)	略	(1)～(5) 略
(6)	前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為	(6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会規則</u> で定める行 為
2	略	2 略
		(利用許可の取消し)

<p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの方 定に基づく处分に違反したとき。</p>	<p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する と認めるとときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は これらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に 資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから<u>知事</u>が 任命する。</p>	<p>第14条 略</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に 資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから<u>教育委 員会</u>が任命する。</p> <p>第17条 知事は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施 設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に 活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利 機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスに</p>
---	---	---	--

<p>益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。</p> <p>(規則への委任)</p>	<p>第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、規則で定める。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(準備行為)</p>	<p>2 第3条の規定による指定及び第7条の規定による許可及び第11条の規定による利用料金の收受並びにこれらに關し必要な手続その他のこの条例を施行するためには、この条例の施行前においても行うことができる。</p>	<p>3～6 略</p>
--	---	-------------------------------------	--	--------------

第 5 条 烏取県立美術館の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を次のように改める。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第 1 (第 2 条関係)					
別表第 1 (第 2 条関係)					
	名称	調査審議する事項		名称	調査審議する事項
略			略		
鳥取県文化芸術事業 評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術 事業の評価に関する事項	鳥取県文化芸術事業 評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術 事業の評価に関する事項	鳥取県文化芸術事業 評価委員会	事業の評価に関する事項
鳥取県立美術館協議 会	博物館法（昭和26年法律第285号）第 23条第2項に規定する事項（鳥取県 立美術館に関する事項に限る。）	博物館法（昭和26年法律第285号）第 23条第2項に規定する事項（鳥取県 立美術館に関する事項に限る。）	博物館法（昭和26年法律第285号）第 23条第2項に規定する事項（鳥取県 立美術館に関する事項に限る。）	博物館法（昭和26年法律第285号）第 23条第2項に規定する事項（鳥取県 立美術館に関する事項に限る。）	博物館法（昭和26年法律第285号）第 23条第2項に規定する事項（鳥取県 立美術館に関する事項に限る。）

別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法第23条第2項に規定する事項（鳥取県立博物館に関する事項に限る。）
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項	
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条中鳥取県立美術館の設置等に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第1号に掲げる事務のうち鳥取県立美術館の設置、管理及び廃止に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行わられたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

（鳥取県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に第3条による改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県美術資料収集評価委員会の委員に任命されている者は、同条による改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県美術資料収集評価委員会の委員に任命されたものとみなす。

議案第68号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

目次	第1章 略	第1章 略	(一般原則)
第2章 設備及び運営の基準 (第7条—第18条)	第2章 設備及び運営の基準 (第7条—第19条)	第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉にに関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するよう育成することを目指して運営しなければならない。	(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)
附則	附則	2・3 略	第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第8のとおりとする。
			(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)
			第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第8のとおりとする。
			児童発達支援センターの区分に応じ、別表第8のとおりとする。

2
略

(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)

第17条 略

(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)

第17条 略

(里親支援センターの設備及び運営の基準)

第18条 里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第12のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、里親支援センターの目的を達成するためには必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

別表第2 (第8条関係)

項目	基準	基準
----	----	----

別表第2 (第8条関係)

る。

2
略

(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)

第17条 略

(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)

第17条 略

(里親支援センターの設備及び運営の基準)

第18条 里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第12のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、里親支援センターの目的を達成するためには必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

別表第2 (第8条関係)

項目	基準	基準
----	----	----

自立支援計 画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進 し、その人格の形成に資することとなるよう、 入所中の個々の乳幼児について、 <u>年齢、発達の</u> <u>状況</u> その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取 その他の措置をとることにより、乳幼児の意見 又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案し て、その自立を支援するための計画を策定する こと。	自立支援計 画
	略	略
		別表第3(第9条関係)
自立支援計 画	母子が共に入所する施設の特性を活かしつ つ	項目 基準 略 自立支援計

画	つ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘査して、その自立を支援するための計画を策定すること。	つ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘査して、その自立を支援するための計画を策定すること。
画	略	略
別表第6（第12条関係）		
別表第6（第12条関係）		

り、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

略

別表第7（第13条関係）

項目	基準	基準
略		
設備	1・2 略	1・2 略
	3 主として視覚に障がいのある児童が入所	3 主として視覚に障がいのある児童が入所

する施設には、第 1 号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 略

(2) 支援室

(3)～(5) 略

4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第 1 号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 略

(2) 支援室

(3)・(4) 略

5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第 1 号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 支援室

する施設には、第 1 号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 略

(2) 訓練室

(3)～(5) 略

4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第 1 号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 略

(2) 訓練室

(3)～(5) 略

5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第 1 号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 訓練室

	(2) 屋外遊戯場	(2) 屋外訓練場
	(3) 略	(3) 略
6	略	6 略
略	略	
2 医療型障害児入所施設		
	項目	基準
職員の配置	1・2 略	1・2 略
	3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、 <u>心理支援</u> を担当する職員を置くこと。	3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、 <u>心理指導</u> を担当する職員を置くこと。
	4 略	4 略
設備	1 施設には、病院として必要な設備のほか、 <u>支援室</u> 及び浴室を設けること。	1 施設には、病院として必要な設備のほか、 <u>訓練室</u> 及び浴室を設けること。
	2 略	2 略
	3 主として肢体不自由のある児童が入所す	3 主として肢体不自由のある児童が入所す

る施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。

(1) 屋外遊戯場

(2) 略

(3) 特殊手芸等の作業を支援するのに必要な設備

(4) • (5) 略

略

る施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。

(1) 屋外訓練場

(2) 略

(3) 特殊手芸等の作業を指導するのに必要な設備

(4) • (5) 略

略

別表第8 (第14条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
----	----

別表第8 (第14条関係)

職員の配置	1 略	職員の配置	1 略
	<u>2</u> 主として難聴児が通う施設には、前号に掲げる職員のほか、言語聴覚士を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。	<u>2</u> 主として難聴児が通う施設には、前号に掲げる職員のほか、言語聴覚士を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。	<u>3</u> 日常生活及び社会生活を當むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けけることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合には、前号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。

3 <u>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1号に掲げる職員のほか、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要な職員を置くこと。</u>	4 略	5 嘱託医師を定めておくこと。
4 略	5 <u>第3号の場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。</u>	
設備	1 次に掲げる設備を設けること。	1 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>発達支援室</u> (2)～(7) 略 (8) <u>静養室</u> (9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等
		2 <u>主として重症心身障害児が通う施設に</u> び備品

は、次に掲げる設備を設けること。

(1) 指導訓練室

(2) 調理室

(3) 便所

(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品

3. 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。

4. 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聽力検査室を設けること。

2. 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前号((4)を除く。)に掲げる設備のほか、医療法に規定する診療所とする

<u>3</u>	<u>送達支援室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあつては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u>	<u>4</u> 略
<u>5</u>	<u>指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあつては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u>	<u>6</u> 略
<u>2</u>	<u>医療型児童発達支援センター</u>	
項目	基準	
職員の配置	診療所として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。	
	(1) 施設の長	
	(2) 児童指導員	
	(3) 保育士	

	<p>(4) 看護師</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>
設備	<p>診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) 屋外訓練場</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
障害児支援 計画	<p>1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの 提供	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p>

- (1) 児童の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項
-
- 2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- 4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せ

て、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の

降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。

6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

	8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項目に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項目に掲げる基準を満たすこと。

別表第9（第15条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について

て、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。	略
--	---

別表第10（第16条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることによ

て、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。	略
---	---

別表第10（第16条関係）

項目	基準
略	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

	<p>り、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を調査して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>		
	略	略	

別表第11（第17条関係） 略

別表第12（第18条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 里親制度等普及促進担当者 (3) 里親等支援員 (4) 里親研修等担当者
設備	事務室、相談室等の里親及び里親に養育され

サービスの提供	別表第1 サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)		
第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。		
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。		
改	正	後
		改
		正
		前
(一般原則)		

第3条 指定障害児通所支援事業者は障害児及びその保護者の意向、障害児の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に支援を行うことにより、障害児は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の連携に努めなければ

第3条 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特徴その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」といいう。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の連携に努めなければ